

青森県報

第二千八百二十八号

平成十九年
九月五日
(水曜日)

目次

告 示

- 廃棄物が地下にある土地に係る指定区域の指定……………(環境政策課) ……一
- 介護保険法による居宅サービス事業者の指定……………(高齢福祉課) ……一
- 介護保険法による介護予防サービス事業者の指定……………(同) ……二
- 飼料の試験の結果の概要……………(畜産課) ……二

公 告

- 建設業者の許可の取消し……………(東青地民局) ……三
- 右 同……………(同) ……三
- 右 同……………(同) ……三
- 正 誤……………(建築住宅課) ……四

告 示

青森県告示第六百四十号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和四十五年法律第百三十七号)第十五条の十七第一項の規定により、廃棄物が地下にある土地に係る指定区域を次のとおり指定するので、同条第二項の規定により公示する。

平成十九年九月五日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	埋立地の区分	指 定 区 域
藤崎町一般廃棄物最終処分場跡地	廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(昭和四十六年政令第三百号)第十三条の二第一号	弘前市大字貝沢字沢辺九四五の二の一部

青森県告示第六百四十一号

介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第四十一条第一項本文の規定により、次のとおり居宅サービス事業者を行う者を指定したので、同法第七十八条第一号の規定により公示する。

平成十九年九月五日

青森県知事 三 村 申 吾

指定居宅サービス事業者 名称又は 氏名	主たる事務所の 所在地又は住所	居宅サ ビスの種 類	居宅サ ビス事業を 行 う事業所		指 定 年 月 日
			名 称	所 在 地	
バンド フード グループ 株式会 社	弘前市大字西城 北二丁目六の三	訪問介 護	バンド フード 株式会 社	むつ市新町三二 の一五	平成 一九・八・七
株式会 社ア ストラ ル	青森市長島二丁 目一〇	訪問介 護	ヘルパ ースト ラル	青森市大字野木 一野尻三七の五	一九・八・三
株式会 社ア ストラ ル	青森市長島二丁 目一〇の二	訪問看 護	アステ ル	青森市大字野木 一字野尻三七の五	"
ひまわり福 祉生活協同 組合	八戸市内丸三丁 目五の三九	訪問介 護	訪問介 護セ ンター ひま わり	八戸市江陽二丁 目一三の三三	一九・八・四
合同会社 介護サ ビス事 業所和 介	下北郡東通村大 字白糠字家ノ上 四三の四	訪問入 浴	介護サ ビス事 業所 和介	下北郡東通村大 字白糠字家ノ上 四三の四	一九・八・六

青森県告示第六百四十二号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第五十三条第一項本文の規定により、次のとおり介護予防サービス事業を行う者を指定したので、同法第百十五条の九第一号の規定により公示する。

平成十九年九月五日

青森県知事 三 村 申 吾

指定介護予防サービス事業者	名称又は名称	主たる事務所の所在地又は住所	介護予防の種類	介護予防サービス事業を行う事業所	指定年月日
	バندوقエルフェア株式会社	弘前市大字西城北二丁目六の三	介護予防訪問介護		

ひまわり福祉生活協同組合	八戸市内丸三丁目五の三九	訪問介護	訪問介護センターひまわり	八戸市江陽二丁目一三の三三	一九・八・四
合同会社介護サービス所和	下北郡東通村大字白糠字家ノ上四三の四	介護予防訪問入浴介護	介護サービス事業所和	下北郡東通村大字白糠字家ノ上四三の四	一九・八・六

青森県告示第六百四十三号

飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和二十八年法律第三十五号）第五十六条第一項及び第二項の規定により平成十九年七月三日及び六日収去させた飼料の試験の結果の概要は、次のとおりであるので、同条第七項の規定により公表する。

平成十九年九月五日

青森県知事 三 村 申 吾

製造事業場等の名称及び所在地	収去場所	飼料の名称	製造年月	試験結果の概要							違反の内容				
				粗たん白質 %	粗脂肪 %	カルシウム %	リン %	粗繊維 %	粗灰分 %	揮発性窒素 %		水溶性窒素 %	消化率 %	TDN %	ME kcal/kg
鹿島飼料株式会社 鹿島工場 茨城県神栖市東深芝4の2	昭産商事株式会社 青森支店 青森市問屋町二丁目15の9	マルニ印配合飼料 ノーバ17	19.6	17.0	5.5	3.62	0.46	2.7	11.2				12.1		
日本農産工業株式会社 塩釜工場 釜城市真山通一丁目3の1	東北ノーサン事務株式会社 八戸営業所 八戸市長田代二丁目200の1	ノーサン印子豚人工乳前期用配合飼料 クイニーA	19.6	23.3	6.3	0.83	0.63	0.6	4.9				9.2		
中部飼料株式会社 八戸工場 八戸市大字河原木字海岸24の5	同左	マル中印肉用牛肥育用配合飼料 ビーシーエス マル中印ブロンラー肥育前期用配合飼料 ヒナ飼料E	19.7	12.6	4.3	0.72	0.59	5.2	4.0		73.5		13.3		
			19.7	23.8	3.8	1.12	0.72	1.7	5.8				3010	12.3	粗たん白質 0.2%不足

注 試験結果の概要の欄中栄養成分に関する検査にあっては、個別検査項目に分析結果を示し、違反の内容の欄に表示成分量に対する過不足量等を示す。

ケル中口種豚飼育用配合飼	19.6	16.3	4.8	1.39	0.81	3.3	6.4	75.1	13.3
料 ニルパー									

公 告

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成十九年九月五日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 商号又は名称 野沢電気工事株式会社
 - 二 代表者の氏名 野沢 レコ
 - 三 主たる営業所の所在地 青森市中央三丁目八の四
 - 四 許可番号 青森県知事許可（般 一八）第二八二号
 - 五 取消年月日 平成十九年八月七日
 - 六 取消しに係る建設業の許可
消防施設工事業に係る一般建設業の許可
 - 七 取消しの原因となった事実
平成十九年八月六日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。
- 建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。
平成十九年九月五日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 商号又は名称 野沢電気工事株式会社
- 二 代表者の氏名 野沢 レコ
- 三 主たる営業所の所在地 青森市中央三丁目八の四
- 四 許可番号 青森県知事許可（特 一八）第二八二号
- 五 取消年月日 平成十九年八月七日
- 六 取消しに係る建設業の許可
管工事業に係る特定建設業の許可
- 七 取消しの原因となった事実
平成十九年八月六日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。
平成十九年九月五日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 商号又は名称 高橋建材
- 二 代表者の氏名 高橋 修
- 三 主たる営業所の所在地 青森市原別七丁目四の二六
- 四 許可番号 青森県知事許可（般 一五）第一〇〇二〇四号
- 五 取消年月日 平成十九年八月七日
- 六 取消しに係る建設業の許可
土木工事業に係る一般建設業の許可
- 七 取消しの原因となった事実
平成十九年八月七日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。
平成十九年九月五日

青森県知事 三 村 申 吾

正

誤

建 築 住 宅 課

平成19年 八月二十四日 第二八二四号	発行年月日 発行番号
公 告	区 分
二	ペー ジ
下	段
表 中	行
石 岡	誤
唐 笠 柳	正

(発行所・発行人)
青森市長島一丁目一番一
号
青 森 県

(印刷所・販売人)
青森市第一問屋町一丁目一
番七十七号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円一銭